

日子保第1082号
令和7年12月26日
【改正】日子保第1317号
令和8年2月16日

日野市子ども部保育課

令和8年度 日野市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

乳児等通園支援事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において市の認可事業とされるとともに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に「乳児等のための支援給付」として規定され、令和8年度以降、全国の自治体で本格実施となります。

今般、令和8年度の日野市乳児等通園支援事業の実施について下記のとおり定めたので、十分ご理解の上、実施をご検討ください。

記

1. 本事業の実施目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化すること。

2. 提供体制整備の方針

本事業は、令和8年度より給付制度として一定の権利性が生じることから、すべての対象の子どもが利用できるよう、提供体制の整備が求められている。日野市では、市域全体を1つの提供区域とし、第3期日野市子ども・子育て支援事業計画（代用計画）において定める必要定員数に基づき、整備量の確保を進める。現在日野市で待機児童が発生している状況を踏まえ、保育の定員確保を最優先とし、既存施設の空き定員や空きスペースを活用して本事業を実施する。

また、本事業の実施目的を踏まえ、対象の子どもが幅広く利用ができるこことを重視し、1人当たりの利用可能時間を設定する。市内の整備量の確保状況に応じて、利用可能時間の拡大も検討していく。

令和8年度以降の認可及び確認にあたっては、上記方針に基づき、事業所の実施内容や利用定員等について必要に応じ需給調整を行う。

3. 事業開始日

令和8年4月1日

4. 事業実施の対象施設

市内に所在する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、その他市長が適当と認める施設。

5. 対象者

以下の要件を全て満たすこどもとする。

- ① 0歳6か月から満3歳未満 であること。
- ② 保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）、企業主導型保育施設を利用していないこと。

6. 利用可能時間

こども1人当たり月10時間

7. 事業概要

(1) 実施方法

一般型：定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う。

余裕活用型：保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う。

（※）保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所で本事業を実施する場合は一般型・余裕活用型のいずれも実施可能。

それ以外の施設で本事業を実施する場合は、一般型での実施となる。

(2) 利用方法

定期利用：利用する曜日や時間帯を固定し、特定の事業所を定期的に利用する方法。

柔軟利用：利用する事業所、月、曜日、時間帯を固定せず、柔軟に利用する方法。

（※）定期利用又は柔軟利用のいずれかに限定して実施することを可能とする。

(3) 開所日・開所時間等

開所日及び開所時間は事業者において定めることとする。ただし、原則、以下の条件を満たすよう設定すること。

① 定期利用の場合、こども1人当たり月に10時間の利用可能枠を確保すること。

② こども1人につき、1回の利用時間を連続した2時間以上とすること。

（※）30分単位での時間設定を可能とする。

(4) 食事の提供

食事の有無や提供方法は事業者において定めることとする。

(5) 利用料等

利用料は「特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価」として、1時間当たり300円程度を標準とし、事業者において定めることとする。

その他、日用品・文房具の購入に要する費用、食事の提供に要する費用、通園のために提供するバス等の費用等、乳児等通園支援事業を提供する便宜に要する費用の額の支払を保護者から受け取ることができる。

8. 利用定員

本事業を実施するために、0歳児、1歳児、2歳児ごとに定員（任意の一時点において受入可能な最大人數）を設定する。歳児は当該年度の4月1日時点（0歳については出生の時点）の満年齢によることとする。なお、施設の状況により、受入歳児を限定することを可能とする。

9. 納付

次に掲げる納付額を市から事業者に支払う。

(1) 基本分単価

こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

(2) 加算分単価

① 初回対応加算（1回当たり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）

事前面談（30分以上）及び事後面談（10分以上）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。前回の利用から、半年以上期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

② 保護者支援面談加算（1回当たり単価 1,400円）

利用しているこどもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

（※）その他、障害児、医療的ケア児、要支援家庭のこども等を受け入れた場合の加算あり。

10. 審査基準

認可及び確認の審査にあたっては、それぞれ以下の法令及びその他関係法令等に基づき行う。

(1) 認可

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- ・児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- ・日野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第28号）
- ・日野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和7年規則第76号）

(2) 確認

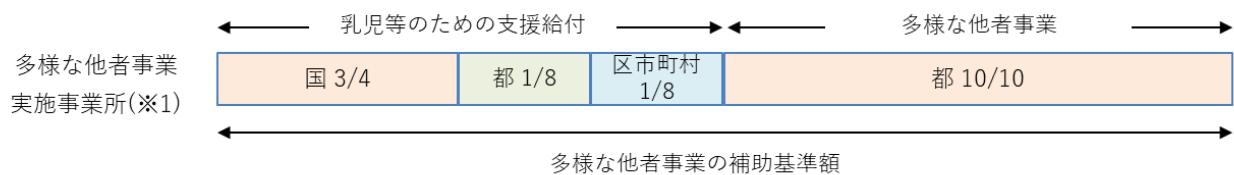
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）
- ・子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）
- ・日野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第47号）
- ・日野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（令和7年規則第91号）

11. 東京都の補助事業「多様な他者との関わりの機会の創出事業」

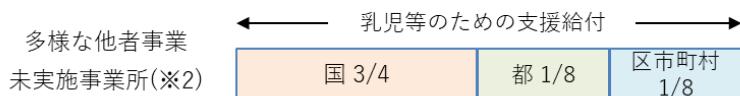
・東京都の補助事業「多様な他者との関わりの機会の創出事業」（以下、「都事業」という。）の基準（職員配置や面積基準等）を満たす事業所については、乳児等通園支援事業（乳児等のための支援給

付)（以下、「国事業」という。）の給付に加えて、都事業の補助対象とする。

- ・利用可能時間について上乗せはしない。国事業の利用可能時間（こども一人当たり月10時間）の範囲内について都事業の補助対象とし、利用可能時間を超えた部分については補助対象としない。
- ・対象年齢について拡大はしない。国事業の対象年齢（0歳6か月から満3歳未満）の範囲内について都事業の補助対象とし、対象年齢を超えた部分については補助対象としない。
- ・都事業の補助基準額から、国事業の給付（乳児等のための支援給付）を除いた額を、都事業の補助額とする。
- ・利用料は1時間当たり300円を上限に、都事業の補助対象とする。



※1 都事業の基準（職員配置や面積基準等）を満たす事業所のことをいう



※2 都事業の基準（職員配置や面積基準等）を満たさない事業所のことをいう

（参考）東京都予算案資料

- ・令和8年度多様な他者との関わりの機会の創出事業について

12. その他留意事項

- (1) 内容は今後変更になる可能性がある。国及び東京都からの情報や市の実施方針の変更等があれば随時情報提供する。
- (2) 事業者からの質問と市の回答は随時情報共有する。